

## 平成25年小樽市議会第4回定例会

### 市長提案説明

ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の平成25年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、手宮地区統合小学校の校舎等改築事業費で資材の納入が遅れたことにより、今年度予定していた出来高の達成が困難な状況にあることから、事業費のうち3億円を減額するほか、北海道後期高齢者医療広域連合への平成24年度療養給付費の負担金額が確定したため、その精算として8,078万1,000円を減額するものであります。

また、北海道から追加の補助内示のありました「起業支援型雇用創造事業」として、「観光型商店街活性化モデル事業」及び「小樽の街並み・景色を観光資源とした観光促進事業」に係る経費や、保育士等の処遇改善に取り組む私立保育所に対する「保育士等処遇改善事業費」を計上したほか、「夜間急病センター管理代行業務費」の増額など、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、旧夜間急病センター解体工事費負担金、いなきたコミュニティセンター及び事業内職業訓練センターの指定管理者の管理代行業務に係る経費や、スクールバス運行経費などを計上いたしました。

また、年度をまたぐ端境期対策として、工事の早期発注を図るため臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億8,928万8,000円の減となり、財政規模は594億1,684万6,000円となりました。

次に、企業会計では、水道事業において、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費について、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第22号について説明申し上げます。

議案第3号 職員給与条例等の一部を改正する条例案のうち、職員給与条例の一部改正につきましては、国家公務員に準じ、55歳以上の職員、医療職給料表が適用される場合は57歳以上の職員は原則昇給しないこととし、並びに公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、今年度定年退職する職員から、無年金となる期間における再任用職員の給料月額を147,500円から213,400円に改正し、及び当該再任用職員に対し期末勤勉手当を年間で給料月額の100分の210支給するとともに、引用条項の修正など所要の改正を行うものであります。

次に、水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、職員給与条例の適用を受ける職員に準じ、企業職員である再任用職員に対しても、支給する手当に『期末勤勉手当』を追加するものであります。

議案第4号 職員の給与控除に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、財団法人北海道都市職員福祉協会の解散に伴い、同協会の行う事業に係る掛金等の給与からの控除に関する規定を削除するものであります。

議案第5号 職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に準じ、恩給年額が控除調整下限額を超えるときは、その年額に0.9を乗じて得た額とし、その乗じて得た額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とするものであります。

議案第6号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の利率を引き下げるほか、個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するなど、平成25年度税制改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第7号 税外収入徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正により市税の延滞金の利率が引き下げられたことから、これに準じて税外収入等の延滞金の利率を引き下げるものであります。

次に、議案第8号から議案第16号までについて説明申し上げますが、議案第8号及

び議案第9号並びに議案第11号から議案第16号までにつきましては、いずれも、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うものであります。

議案第8号 夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、診療に係る利用料金及び文書料を改定するものであります。

議案第9号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分手数料及び廃棄土砂処分手数料を改定するものであります。

議案第10号 公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、市場関係者の福利厚生の一環として市場内に設置している厨房施設の用途廃止に伴い、当該施設の使用料についての規定を削除するものであります。

議案第11号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、集会所の利用料金及び駐車場の使用料を改定するものであります。

議案第12号 港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾施設の使用料を改定するものであります。

議案第13号 入港料条例の一部を改正する条例案につきましては、入港料を改定するものであります。

議案第14号 水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、給水装置工事に係る工事費、水道料金並びに給水装置の新設工事及び改造工事に係る加入金を改定するものであります。

議案第15号 簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、簡易水道事業の水道料金を改定するものであります。

議案第16号 下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、排水設備工事に要する工事費及び下水道使用料を改定するものであります。

議案第17号 工事請負変更契約につきましては、桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第18号 不動産の処分につきましては、港町ふ頭の土地を売払処分するものであります。

議案第19号から議案第22号までにつきましては、いずれも、公の施設の指

定管理者の指定についてであります。いなきたコミュニティセンターにつきましては株式会社小樽ビル管理を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては小樽駅前ビル株式会社を、若竹住宅集会所につきましては若竹住宅集会所管理委員会を、事業内職業訓練センターにつきましては小樽地方職業訓練協会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。